Question

7

取引先からの入金遅延

Q. 取引先からの売上代金の入金が遅れている場合、どのような対策を取るべきか?

要旨

- ・まずは取引先に連絡をとり、状況を確認します。
- ・貸倒リスクの回避のため、取引内容の見直し、債権の保全等を検討する必要があります。

解説

1. 債権管理の検討

売掛金や受取手形などの債権管理は、自 社だけではコントロールできず、インパク トが大きいという意味で、会社の資金繰り 管理において、特に注意が必要です。

売上債権が回収不能になったとしても、 それに対する仕入代金は支払わなければなりません。例えば、粗利益率10%の会社で、100万円の売掛債権が回収不能となった場合、これをとり返すには、(100万円÷10%=1,000万円)の新規売上が必要となります(諸経費などを加味すると、もっと大きくなります)。

取引先からの入金が遅れている場合、以下のようなことを検討すべきでしょう。

2. 取引内容を見直す

取引先の入金が遅れたり、悪い評判を聞くようになったとしても、すぐに取引を中止できない場合も多いでしょう。このような場合には、取引の中で、いかに貸倒リスクを最小限に抑えるかを考えなければなりません。これらの防衛策は、売上の減少をもたらすこともあり、また取引契約違反で問題になる可能性もあるので、事前によく検討すべきでしょう。

①与信限度の見直し

- ②手形取引の見直し
- ③前受金や保証金の要求

3. 債権を保全する

- ①日常の請求以外の電話や内容証明郵便等 による督促
- ②債権の確認書・公正証書をとる
- ③売掛金の手形化・貸金化
- ④担保や保証を設定する







売上債権に関する管理体制強化

くご提案のポイント>

- ・日常の売上債権管理がきちんとできているか見直して、管理体制を強化しましょう。
- ・入金遅れが生じた場合には、取引内容の見直し、債権の保全、資金繰り対策を検討 すべきです。

1. 売上債権管理の重要性

債権管理の基本は、日常の備えから始まります。以下のような基本的な管理を行うことで、万一の場合の被害も最小限に止めることもできます。

①信用調査・与信管理を行う

新規の得意先と取引を開始する場合だけでなく、既存の取引先についても決算書や信用 調査会社からの情報を入手する等して、与信限度額を定め、管理することが必要です。

②請求と入金確認

請求は1ヵ月程度の期間で定期的に行い、期日に入金されていることを確認しなければ なりません。また、得意先元帳との照合もしておくべきでしょう。

③入金がない場合の督促

期日を過ぎても入金がない場合、口頭(電話等)か書面で督促を行います。

4)残高確認

相手先に残高確認を行って、相手先と残高が一致していない場合、原因を分析することによって、自社の売上計上ミスが発覚する場合もあります。

2. 取引先からの入金が遅れている場合の検討事項

①取引内容を見直す

取引先の入金が遅れたり、悪い評判を聞くようになった場合、いかに貸倒リスクを最小限に抑えるかを考えなければなりません。その際は、取引量の縮小や支払サイトの短縮、支払方法の変更などを検討します。

②債権を保全する

売掛債権は、信用取引で担保等の保全はとっていないことが多いでしょうが、このような取引先は「いつ倒産してもおかしくない」という気持ちで、保全を考えなければなりません。その際にも、金額の大小、今後の取引関係等も勘案して、いつどのような手段をとるかを判断すべきでしょう。

③資金繰りへの影響の確認

得意先が倒産した場合でも、それに対する仕入代金等の支払はしなければなりません。 また、今後の売上減少等の影響も考慮し、資金繰り見込みを作成すべきです。借入等の調 達が必要な場合、なるべく早めに金融機関等に相談すべきです。



